

○財務省告示第二百十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年六月三十日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	一・一トン
四	三、七七三トン
五	五七トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
九〇トン	一九七トン	一、八七二トン	一八、六三九トン	二、〇〇三トン	三〇トン	八五、五一九トン	二七一、五三八トン	一、〇六二、〇一四トン	一五、二四〇トン	五、六四〇トン	六一九トン	六、一二六トン	〇・五トン	一〇・〇トン	二トン

二九		九九トン
二八		〇トン
二七		一、二六八トン
二六		四三七トン
二五		〇トン
二四		二トン
二三		一〇四トン
二三		二〇〇トン
二二		五、六〇五トン